

不利益処分の処分基準

(整理番号：121404)

令和6年3月29日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第13条第3項（自動車運転代行業約款） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第6条（自動車運転代行業約款の届出） ③ 標準自動車運転代行業約款（平成14年国土交通省告示第455号、最終改正平成28年4月15日国土交通省告示第674号、施行平成28年10月1日）
2. 不利益処分の概要	約款届出義務違反に係る指示又は注意
3. 処分基準 <p>標準自動車運転代行業約款（標準約款）を使用せず、独自の約款を定め使用している自動車運転代行業者において、その使用する約款には、規則（上記1②）第6条の項目が明確に定められていて、更に、標準約款の内容と比べ、例えば、通常、自ら責任を負わなければならない場合について責任を負わないこととするというような利用者に不利な条項を盛り込まない必要がある。</p> <p>法（上記1①）第13条第3項の規定により、新たに自動車運転代行業約款の届出をしようとする者は、当該自動車運転代行業約款の実施予定期日の30日前までに、所定の届出書を用いて島根県に提出しなければならないが、また、約款を変更するときも同様であり、これに反する場合は違反行為となる。</p> <p>なお、最新の標準約款を使用しているが、規定された随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講じていない場合には、約款届出義務違反（＝掲出約款の内容を履行していない）となる。</p>	
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ